

公益社団法人石川県太鼓連盟合同曲「飛翔の刻」

著作物名：公益社団法人石川県太鼓連盟合同曲「飛翔の刻」

作曲者名：木村優一

著作者人格権および管理者：株式会社ワンウッド、木村優一

著作権および管理者：公益社団法人石川県太鼓連盟



楽曲（楽譜・音源・動画・演奏等）の取り扱いについて

- 1・ 楽曲すべてにおいて、当連盟会員以外の者に、コピー及び譲渡・転売することを禁ずる
- 2・ 楽曲を無断で修正・編曲（時間短縮を含む）・また作曲者の意図に反する演奏方法を禁ずる。
ただし時間短縮の場合のみ、事前に当連盟（管理者代表である会長もしくは事務局長）に申し出を行い、作曲者との協議の上で、許可を得て行える場合もある。
- 3・ 盗作は固く禁ずる。
- 4・ この曲の指導にあたり、会員個人が当連盟の許可なく教室を開いたり、それによって金銭を受給することは固く禁ずる。
- 5・ 当連盟から許可をもらっていない団体、当連盟を退会したものは演奏することができない。（許可団体は別紙一覧表を参照）
- 6・ 当連盟所属の許可団体が演奏を行う場合は、管理者代表である会長または事務局に連絡し 参加団体名・日時・場所を伝え事前に許可をもらうこと。
- 7・ 演奏披露は、楽譜の記載どおりの編成（大太鼓・長胴太鼓・締太鼓・篠笛）で演奏すること。
- 8・ 演奏紹介の際、またはその風景をインターネット、SNS、メディア等、情報媒体に流す場合、必ず以下の内容を紹介または明記すること。

「公益社団法人石川県太鼓連盟合同曲 飛翔の刻 作曲者 木村優一
演奏〇〇太鼓」
- 9・ 団体代表者・地区運営委員長は「楽曲（楽譜・音源・動画・演奏等）の取り扱いについて」を楽譜と一緒に保存管理を行うこと。
- 10・ 以上のことを、全ての会員が厳守し、団体代表者は周知徹底すること。

※演奏の認可条件として、石川県太鼓連盟が主催する練習会もしくは講習会に参加し、その後理事会により決定される。

※一度許可を受けた団体は、特別な事情が無い限り取り消されることはないが、正しく曲を継承していく努力を怠らないこと。

公益社団法人石川県太鼓連盟合同曲「飛翔の刻」

木村優一作曲

演奏許可団体一覧（順不同）

奥能登地区 輪島・和太鼓 虎之介
輪島高洲太鼓
穴水長谷部太鼓

口能登地区 志賀疾風太鼓保存会
志賀豊年力太鼓保存会
志賀天友太鼓

金沢地区 銚子太鼓保存会
大場瀧乃太鼓
金沢百萬石太鼓
もっくり太鼓
和太鼓 大地
壺中天
朝霞太鼓
和太鼓 摩凜
鼓月
鼓舞
西太鼓保存会
田上本町たいこ倶楽部
みやのこし太鼓
大野町共進会

加賀地区 和太鼓 つばき
小松市大太鼓連盟
チビっ子九谷太鼓
福留じょんから太鼓 龍青
若原明神太鼓
打族
和太鼓 翔
出城虫送り太鼓保存会
美川ちびっ子和太鼓
和太鼓 サスケ
浅野太鼓
隼
加賀太鼓保存会

令和5年9月現在